

平成28年度遠野市一般会計補正予算(第6号)の要領

1 補正予算額 増減なし

歳入歳出予算の総額 21,582,187千円は変更せずに、歳出予算の款項間の組み替えによる補正を行う。

2 編成の視点

岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告等に伴う岩手県の一般職の給与改定等に準じて、市職員の給料月額、諸手当の額及び市議会議員の期末手当の支給割合を改定することから、これに基づき必要な予算の補正を行うもの。

なお、給料表の改定に伴う人件費の増額分については、平成28年4月1日時点の職員数による人件費の減額補正を行っていないことから、今回、その一部を補正し、歳出予算の総額は変更せずに款項間の組み替えのみの補正とする。

3 歳出予算の補正内容

1 款	議会費の増	1,273 千円
2 款	総務費の減	△16,973 千円
6 款	農林水産業費の増	6,468 千円
10 款	教育費の増	9,232 千円

4 給料表等の改定の概要

(1) 趣旨

岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告等に伴う岩手県の一般職の給与改定等に準じて、市職員の給料月額、諸手当の額及び市議会議員の期末手当の支給割合等を改定しようとするもの

(2) 改定内容

ア 給料表の改定（県準拠）

行政職給料表及び医療職給料表の引き上げ改定を行う。給料表の改定率は平均0.23%で、若年層に重点を置いた改定とする。

改定後の給料表は平成28年4月に遡って適用し、給料月額の差額及び給料月額に連動する各手当の差額を支給する。

イ 諸手当の改定

(7) 医師等への初任給調整手当

月額限度額を413,300円から413,800円に引き上げる。

(イ) 期末手当（市議会議員）

（単位：カ月分）

区分	平成28年度						平成29年度		
	現行			改定後					
	6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
市議会議員	1.4	1.5	2.9	1.4	1.70	3.10	1.50	1.60	3.10

(ウ) 勤勉手当（一般職）

（単位：カ月分）

区分	平成28年度						平成29年度		
	現行			改定後					
	6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
一般職	0.775	0.775	1.55	0.775	0.925	1.7	0.85	0.85	1.7

(3) 影響額

26,940千円の増額

・ 給料表の改定による増額	…	2,099千円	(2,032千円)
・ 一般職勤勉手当の増額	…	19,939千円	(18,611千円)
・ 議員期末手当の増額	…	1,273千円	(1,273千円)
・ その他（共済費等）の増額	…	3,629千円	(3,328千円)
合計		26,940千円	(25,244千円)

※（ ）内は、一般会計分の影響額

(4) 扶養手当の段階的な見直し

各扶養手当を次のとおり段階的に見直す。

区分	H28	H29	H30	H31～
配偶者	13,000円	10,000円	10,000円	6,500円
子ども	6,500円	8,000円	8,000円	10,000円